【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年１月28日
【会社名】	株式会社川金ホールディングス
【英訳名】	Kawakin Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　鈴木　信吉
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市川口二丁目２番７号
【電話番号】	048-259-1111
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長　　青木　満
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市川口二丁目２番７号
【電話番号】	048-259-1111
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長　　青木　満
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、2021年１月26日開催の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該臨時株主総会が開催された年月日

2021年１月26日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

① 併合の割合

当社株式について、4,830,570株を１株に併合いたします。

② 本株式併合の効力発生日

2021年２月19日

③ 効力発生日における発行可能株式総数

16株

第２号議案　定款一部変更の件

① 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第２項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は４株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在１単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第８条（単元株式数）及び第９条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

③ 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、１株以上の当社株式を有する者は株式会社ＳＳホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）を変更するものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2021年６月に開催を予定している定時株主総会においては、同総会開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年２月19日に効力が発生するものといたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合）
第１号議案	154,235	9,729	0	（注）	可決（94.07%）
第２号議案	154,260	9,729	0	（注）	可決（94.07%）

（注）　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該臨時株主総会前日までの事前行使分により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

以　上